

3 その他の事業

(1) 医薬品医療機器等法関連

飼育動物の疾病予防・治療等に用いられる動物用医薬品等が、適正に製造、販売及び使用されるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、製造業等の申請受付業務、販売業許認可業務及び監視・指導を実施した。

ア 動物用生物学的製剤国家検定業務

検定抜き取り回数	解封回数
18	0

イ 動物用医薬品等販売業許認可業務

区分	新規	更新	許可証 書換交付	許可証 再交付	廃止
店舗販売業	0	0	0	0	0
卸売販売業	0	0	0	0	0
特例店舗販売業	1	11	1	0	4
再生医療等製品販売業	0	0	0	0	0
高度管理医療機器販売業	0	0	0	0	0
管理医療機器販売業(届出)	1	-	-	-	0
計	2	11	1	0	4

ウ 動物用医薬品等販売業立入調査

販売業者店舗数	立入検査・指導実施店舗数
62	16

(2) 獣医師法、獣医療法関連

適正な獣医療の提供を確保するため、獣医師法（昭和26年法律第186号）及び獣医療法（平成4年法律第46号）の規定に基づき、診療施設関連届出の受理、診療施設に対する立入調査を行った。

ア 診療施設届出状況

(令和7年3月31日現在)

届出区分	産業動物	小動物	計
開設	1	2	3
休止	1	0	1
廃止	1	2	3

※産業動物と小動物の両方を診療する施設は、産業動物に区分

イ 診療施設立入調査

診療施設数	調査件数	内容
96	17	構造設備、診療簿の記載及び保管、劇毒薬保管状況等

(3) 家畜改良増殖法関連

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の規定に基づき、適正な家畜の改良・増殖の促進を目的に、種雄畜について、繁殖障害、伝染性疾病及び遺伝性疾患の検査を実施した。また、家畜人工授精業務の適正確保を目的に、家畜人工授精師免許証の交付、家畜人工授精所の開設の許可及び家畜人工授精師に対する立入調査を実施した。

ア 種畜検査

畜種	戸数	頭数
牛	1	3
豚	1	29
馬	1	3
計	3	35

イ 家畜人工授精師免許証の交付

区分	新規交付件数	再交付件数	書換交付件数
家畜人工授精師免許証の交付	8	0	1

ウ 家畜人工授精所の開設の許可

区分	開設の許可	廃止	現在開設数
家畜人工授精所の開設	3	3	110

エ 家畜人工授精師等立入調査

件数	指導内容	備考
39	家畜人工授精簿の記入及び保管等	獣医師13名、家畜人工授精師26名

(4) その他

ア ビタミン検査

高品質牛肉生産のための肥育技術のひとつであるビタミンAコントロールに関連し、農家等の依頼に基づき肥育牛の血中ビタミン濃度を検査した。

検査件数	検査頭数
19	271

イ 乳汁検査

乳房炎による損耗防止のため、獣医師及び農家の依頼に基づき、乳房炎発症牛の乳汁について、細菌分離検査及び有効薬剤の選択のため分離菌の薬剤感受性検査を実施した。

検査件数	検体数
28	42

ウ 放射性物質検査

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受け、管内で生産される畜産物の安全・安心を確保するため、放射性セシウム検査用の検体採取を行った。

区分	検体数	結果	備考
採血	2	基準値以下	出荷前検査

エ 死亡野鳥等インフルエンザ検査

環境省マニュアル（「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」）に基づき、県環境森林事務所が死亡野鳥等を回収した場合には、インフルエンザ簡易検査を実施し、検査後の検体を指定の検査機関へ送付した。（検査期間：R6. 4. 1～R7. 3. 31）。

県北家畜保健衛生所管内：5件9羽検査

（うち、1件1羽は高病原性鳥インフルエンザ陽性と判定）

〔参考〕 県内全域：15件34羽検査

（うち、1件1羽は上記陽性個体と同一）